

令和6年度 所定疾患施設療養費算定状況の公表について

平成24年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。
厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表致します。

所定疾患施設療養費について

- (1)対象となる入所者の状態は次の通りです。
 - ①肺炎 ②尿路感染症 ③带状疱疹 ④蜂窩織炎 ⑤慢性心不全の増悪
- (2)上記で治療が必要となった入所者に対し治療管理として投薬、注射、処置等が行われた場合に算定する。また1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定する。
- (3)診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載する。
- (4)請求に際して、診断、行った検査、治療内容等記載する。
- (5)算定開始後は、治療の実施状況について、前年度の当該加算の算定状況を公表する。

主な治療内容

肺炎	血液検査・尿検査・血中酸素濃度の測定・抗生剤(内服・点滴注射)・酸素吸入・水分補給(経口・点滴)など診察結果をもとに適宜必要な治療を行う。
尿路感染	血液検査・尿検査・抗生剤(内服・点滴注射)・水分補給(経口・点滴)など診察結果をもとに適宜必要な治療を行う。
带状疱疹	带状疱疹にて施設での治療が可能と判断され、内服薬、抗ウイルス剤の点滴など診察結果をもとに適宜必要な治療を行う。
蜂窩織炎	蜂窩織炎にて施設内での治療が可能と判断され、抗生剤(内服・点滴注射)など診察結果をもとに適宜必要な治療を行う。
慢性心不全の増悪	慢性心不全の増悪にて、症状(浮腫・体重増加・胸苦・呼吸苦など)の出現に際し、検査(心電図・採血など)を行い、診察結果をもとに薬物療法(利尿剤など)や酸素療法などを行う。

所定疾患施設療養費算定状況

診断名/年月		令和 6 年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数												
	治療日数												
尿路感染	人数			2	1	1							1
	治療日数			12	3	5							3
带状疱疹	人数								1	1			1
	治療日数								6	5			10
蜂窩織炎	人数					1							
	治療日数					7							
慢性心不全の増悪	人数												
	治療日数												

令和7年4月1日現在